

2026年2月2日

第78回「保健文化賞」の募集開始について

～より多くの方々にご応募いただけるよう、個人応募の年齢制限を撤廃～

第一生命保険株式会社(代表取締役社長:隅野 俊亮、以下「当社」)は、保健衛生および関連する福祉等の分野において、優れた功績をあげた団体および個人を顕彰する第78回「保健文化賞」(2026年度)の募集を、2026年2月2日(月)より開始します。

保健文化賞は、保健衛生に従事する方々のご功績やご労苦に対し、「感謝」と「敬意」を表するために1950年に創設しました。以来、結核対策から生活習慣病対策、地域保健・地域医療、高齢者・障がい者福祉、さらに国際保健など、その時代におけるさまざまな課題に取り組まれた団体・個人を顕彰してきました。本賞は、我が国の保健衛生の向上に貢献された方々を称える顕彰制度として広く認知され、今年で第78回を迎えます。

なお、近年の保健衛生や関連する福祉分野における活動の広がりを踏まえ、今年度より個人応募における年齢制限を撤廃し、年齢要件を設けないこととしました。年齢にかかわらず、10年以上にわたり継続的に活動し、地域や社会に貢献してきた功績を、より幅広く顕彰してまいります。

受賞者は2026年9月上旬頃に決定し、東京で開催予定の贈呈式において表彰されます。例年、受賞者は贈呈式後に天皇陛下の拝謁の栄に浴しています。(※やむを得ない事情により、予定を変更する場合があります)

当社は、生命保険業を通じて「安心」と「健康」をお届けすることで、社会に貢献するとともに、本賞を通じて、今後も保健衛生の向上に寄与していきます。

主催 第一生命保険株式会社

後援 厚生労働省

朝日新聞厚生文化事業団

NHK厚生文化事業団

・主 催	第一生命保険株式会社
・後 援	厚生労働省・朝日新聞厚生文化事業団・NHK厚生文化事業団
・対 象	1. 保健衛生(関連する福祉等を含む)を実際に著しく向上させた団体あるいは個人 2. 保健衛生(関連する福祉等を含む)の向上に著しく寄与する研究または発見をした団体あるいは個人
・応 募	規定の応募用紙を使用し、 <u>必ず推薦を得てご提出ください。</u> 募集要綱、応募用紙は以下からダウンロードできます。 https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/society/challenges/hoken02.html
	記入後の応募用紙は、ワードデータをEメールにてご送付ください。 ※推薦事項の内容確認のため、主催より推薦者に直接ご連絡させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
	第一生命保険株式会社 総務部 保健文化賞担当 Eメール: hobun1950@daiichilife.com
・審 査	審査委員会が行なう(審査委員は下記のとおり)
・表 彰	受賞者全員に以下をそれぞれ贈呈する 厚生労働大臣賞(表彰状) 第一生命賞(感謝状、賞金:団体200万円 個人100万円) 朝日新聞厚生文化事業団賞(記念品) NHK厚生文化事業団賞(記念品)
・日 程	・募集開始 2026年2月2日(月) ・締切日 2026年4月15日(水) ・審査、発表 2026年9月上旬
・表 彰 式	2026年秋冬 東京にて
・そ の 他	【候補者の推薦協力を依頼している団体】 都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市、特別区や、医学部、歯学部、薬学部、看護学部又は福祉学部を有する大学、その他関係機関および団体等

・審査委員名(敬称略 2025年12月31日時点)

■学識経験者(所属名五十音順)

学校法人北里研究所理事長 浅利 靖
 公益財団法人結核予防会結核研究所名誉所長 森 亨
 国立医薬品食品衛生研究所所長 斎藤 嘉朗
 国立健康危機管理研究機構副理事長 脇田 隆字
 国立保健医療科学院長 浅沼 一成
 東京大学医科学研究所長 岩間 厚志
 一般財団法人日本公衆衛生協会理事長 福島 靖正
 日本放送協会会長 稲葉 延雄

■厚生労働省

医務技監 迫井 正深
 大臣官房危機管理・医務技術総括審議官 佐々木 昌弘
 医政局長 森光 敬子
 健康・生活衛生局長 大坪 寛子
 健康・生活衛生局 感染症対策部長 鶩見 学
 医薬局長 宮本 直樹
 社会・援護局 障害保健福祉部長 野村 知司
 老健局長 黒田 秀郎
 保険局長 間 隆一郎
 ■こども家庭庁 成育局長 中村 英正

■社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団

理事長 小田桐 則雄
 業務執行理事 是永 一好
 斎藤 嘉朗
 ■社会福祉法人NHK厚生文化事業団 平田 恭佐
 理事長 柳原 浩
 岩間 厚志
 常務理事

■第一生命保険株式会社

代表取締役社長 隅野 俊亮
 執行役員 菱田 真

応募にあたってのご留意事項

応募にあたっては第78回保健文化賞募集要綱によりますが、次の点にご留意ください。

1. 保健文化賞の対象となる保健衛生(関連する福祉等を含む)とは、健康増進・疾病予防などの保健医療分野、高齢者・障がい者の保健福祉分野、少子化対策等をいいます。
2. 日本国内に限らず、国外における活動も対象とします。
3. 純学術的なものより、地域に密着した地道で身近な活動や実際的な活動を対象とします。
4. 1団体、あるいは個人1名の推薦者を必要とし、自薦ではなく他薦とします。なお、前ページの別紙における「その他」の項に記載の各種団体には推薦協力を依頼しています。
5. 推荐者は応募者の承諾を得て推薦するものとします。
6. 同一功績による団体とその団体に属する個人が同時に応募することはできません。
7. 提出書類は返還しません。
8. 受賞決定後、受賞者名・職業および都道府県名等を公表します。
9. 応募用紙など関係書類の内容に事実と異なる記載がある場合や、本賞の授与にふさわしくないと判断される事実が判明した場合は、受賞した後であっても受賞が取り消される場合があります。
10. 詳細は、第一生命ホームページにも掲載しています。

<https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/society/challenges/hoken.html>

募集要綱・応募用紙は、下記をご覧ください。

<https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/society/challenges/hoken02.html>

<団体の応募の対象>

11. 団体としての活動実績が原則として10年以上あり、かつ将来の活動も期待できるものとします。
ただし、新型コロナウイルス感染症対策を主たる目的とする活動に限り、活動年数は問いません。
12. 過去に以下の表彰歴のある団体は応募の対象としません。
 - ・過去20年以内に保健文化賞を受賞している団体。
 - ・過去20年以内に保健文化賞を受賞した個人が代表を務めている又は代表を務めていた団体。
 - ・過去に叙勲又は褒章(紺綬褒章を除く)を受けた方が代表を務めている又は代表を務めていた団体にあっては、それと同一功績での応募。
 - ・過去20年以内に、「医療功労賞」「障害者自立更生等厚生労働大臣表彰」などの天皇皇后両陛下の拝謁を賜る厚生労働大臣表彰を受賞した方が代表を務めている又は代表を務めていた団体にあっては、それと同一功績での応募。
 - ・過去10年以内に同一功績により厚生労働大臣表彰を受けた団体。

<個人の応募の対象>

13. 個人としての活動年数が原則として10年以上あり、かつ将来の活動も期待できる方とします。ただし、新型コロナウイルス感染症対策を主たる目的とする活動に限り、活動年数は問いません。
14. 国・都道府県・指定都市等の本省庁職員、特別職公務員およびこれらに準ずる職種の方は対象としません。ただし、これらの職種の方についても、離職後は対象となります。公務としての業績は対象としません。
15. 過去に以下の表彰歴のある方は応募の対象としません。

- ・過去に保健文化賞を受賞した方および受賞した団体の代表であった方。
 - ・過去に叙勲又は褒章(紺綬褒章を除く)を受けた方。
 - ・過去に、「医療功労賞」「障害者自立更生等厚生労働大臣表彰」などの天皇皇后両陛下の拝謁を賜る厚生労働大臣表彰を受賞した方および受賞した団体の代表であった方。
 - ・過去 10 年以内に同一功績により厚生労働大臣表彰を受けた方。
16. 個人の受賞の対象は、審査委員会時に存命である方とします。

以上